

三重県議会選挙区調査特別委員会 これまでの検討経過

(H29. 〇〇. 〇〇現在)

本委員会は、平成28年5月16日に設置され、これまでに〇〇回開催し、三重県議会議員の選挙区及び定数について、総合的に調査・検討を行ってきました。

委員会の開催状況

第1回	平成28年	5月16日	(月)
第2回	平成28年	5月31日	(火)
第3回	平成28年	6月8日	(水)
第4回	平成28年	9月8日	(木)
第5回	平成28年	10月4日	(火)
県内調査	平成28年	11月4日	(金)
第6回	平成28年	11月21日	(月)
第7回	平成28年	12月16日	(金)
第8回	平成28年	12月21日	(水)
第9回	平成29年	1月17日	(火)
第10回	平成29年	2月2日	(木)
第11回	平成29年	2月15日	(水)
第12回	平成29年	2月24日	(金)
第13回	平成29年	3月7日	(火)
第14回	平成29年	3月21日	(火)
第15回	平成29年	3月31日	(金)
第16回	平成29年	4月11日	(火)
第17回	平成29年	4月24日	(月)
第18回	平成29年	5月2日	(火)
第19回	平成29年	5月11日	(木)
第20回	平成29年	5月15日	(月)
第21回	平成29年	5月16日	(火)
第22回	平成29年	5月18日	(木)
第23回	平成29年	6月8日	(木)
第24回	平成29年	6月30日	(月)
第25回	平成29年	7月13日	(木)
第26回	平成29年	8月14日	(月)

第1回 平成28年5月16日（月）

互選委員会。委員長に舟橋裕幸委員（新政みえ）を、副委員長に村林聡委員（自民党）を選出

第2回 平成28年5月31日（火）

年間活動計画について協議し、重点調査項目「県議会議員の選挙区及び定数について調査する」等を決定

第3回 平成28年6月8日（水）

前回の選挙区調査特別委員会での議論の経過と結果及び最新の国勢調査の状況について共通認識をはかり、今後の進め方等を協議

第4回 平成28年9月8日（木）

県議会議員の選挙区及び定数について委員間討議（現行条例に対する意見等）

第5回 平成28年10月4日（火）

県議会議員の選挙区及び定数について委員間討議（各会派からの報告等）
選挙管理委員会から特例選挙区について概要説明
県内調査及び参考人招致の実施を決定

県内調査 平成28年11月4日（金）

条例改正により合区や定数減となった選挙区の有識者の所見を聴くため県内調査を実施

① 尾鷲庁舎大会議室：10時30分～

尾鷲市、熊野市、北牟婁郡（紀北町）、南牟婁郡（御浜町）の市町長及び市町議会議員長 8名出席

※ 副市長の代理出席あり、紀宝町は町長・議長ともに欠席

② 県営サンアリーナ第5会議室：14時00分～

伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気郡（多気町、明和町、大台町）、度会郡（玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町）の市町長及び市町議会議員長 19名出席

※ 副市町長、副議長の代理出席あり、多気町長は欠席

<意見例>

- ・ 一人の議員定数で、広大な面積や様々な課題を抱える選挙区の民意を反映させることは難しく、人口以外の要素（地域特性）を加味して、ぜひ見直してほしい
- ・ 地域として現状の定数を残してほしい思いはあるが、決めた条例に基づくべきである

第6回 平成28年11月21日（月）

2名の有識者を参考人として招致することを決定

第7回 平成28年12月16日(金)

参考人招致

辻 陽 氏：近畿大学法学部教授

江藤俊昭 氏：山梨学院大学大学院研究科長・法学部教授

<辻教授>

- ・ 国政選挙における一票の格差についての判例は近年厳しくなっている傾向
- ・ LH指標（定数配分がどの程度人口に比例しているかを見る指標）の説明
- ・ 選挙区定数設定の考え方についての説明
- ・ 選挙を執行しないまま再度条例を変更しても、法的には問題がない
- ・ 定数を減らす場合でも、増やす場合でも説明責任は同様に発生する

<江藤教授>

- ・ 必要な定数は、知事と政策競争し住民の福祉向上に繋げるためにどのような議会を創り出すかを議論したうえで、定めるべき
- ・ 1 常任委員会は少なくとも7～8人以上、そこに過疎地域の代表者が少なくとも2～3人が入るくらいがベター
- ・ 定数と報酬の問題は全く別問題。しかし、定数を増やしたい場合に、議会費を一定にするという手法は一考に値する
- ・ 議決責任は重いですが、問題点があるなら修正する責任も有する

第8回 平成28年12月21日(水)

県内調査や参考人招致での意見を受けての委員間討議

第9回 平成29年1月17日(火)

現行の条例（定数45人）を改正する方向で進めていくことに決定

各会派の意見概要

<新政みえ>

- ・ 基本的な前提として先に可決した改正条例は十分尊重しなければならない
- ・ 一票の格差を是正するための定数の削減や選挙区の見直しは実施すべき
- ・ 人口減少社会に立ち向かうべく地方創生が最重要課題となり、県民意思の的確な反映という観点から、県南部等の定数を大きく減じた選挙区のありかたについては見直すべき

<自民党>

- ・ 改正に向けて議論を深めていくことは良とする

<鷹山><公明党>

- ・ 現行条例によって次回選挙は行われるべき
- ・ その先の議論をすることはやぶさかではなく、重要なことである

<日本共産党>

- ・ 地域性の問題、地方創生の観点を重きに考えなくてはならない
- ・ 議決の重みはあるが、再度検討し直さなければいけない部分がある

<能動>

- ・ 社会情勢に大幅な変化はなく、一度は前回の議決で選挙を実施すべき

<大志>

- ・ 基本的には現行条例で選挙を実施すべき
- ・ 前回の改正議論で漏れていた部分や新たに生じた課題があれば、その部分での見直しは否定しない

<草の根運動いが>

- ・ 一票の格差是正を定数減でしかしていない点や、望ましい総定数の検討がされていない点など検討不十分な点もあり、見直しの方向で議論すべき

第10回 平成29年2月2日（木）

現行条例（定数45人）の見直しについて委員間討議

委員長が現行条例を地域性への配慮から見直すことと45人～51人の範囲で総定数の議論をすることを提案

次回委員会では8つの課題－①一票の格差の是正 ②総定数の検討 ③選挙区の見直し ④一人区の検討 ⑤逆転現象区の是正 ⑥適正な定数の基準 ⑦地域間格差の問題 ⑧定数増の検討－及び前回委員長報告の附帯事項にある「それぞれの選挙区が抱える様々な課題に対して、全ての議員が県の課題であることを認識し、資質の向上を図り、三重県議会議員として自覚と責任を持って対応していくこと」を踏まえた意見を求めていくこととした

第11回 平成29年2月15日（水）

中村委員の委員辞任に伴い、木津議員が新たに委員に選任

8つの課題と前回委員長報告についての各会派からの検討報告及びそれについての委員間討議

次回委員会では、現行条例（定数45人）を基点として整理すべきか、選挙区と定数を一から検討し直すかの方向性に関する会派議論の結果を委員会に報告することとした

第12回 平成29年2月24日（金）

各会派からの意見報告

事務局から定数配分の考え方や現状について説明

次回の委員会で、各会派の具体的な見直し案を提示するよう依頼

第13回 平成29年3月7日（火）

<草の根運動いが>が見直し案を提示

総定数は現行条例と同じく45人

一人区を解消しており（亀山市は一人区）、松阪市と多気郡を合区して定数5人、伊勢市と度会郡を合区して定数4人、尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区して定数2人

一票の格差は現行条例と同じく 1.66 (亀山市⇔伊賀市)

現行条例維持：<鷹山><公明党><能動><大志>

見直し案提示できず：<新政みえ><自民党><日本共産党>

第14回 平成29年3月21日(火)

<新政みえ>が見直し案を提示

総定数は現行条例に比して3増の48人。一票の格差は拡大して2.21

一人区の解消と地域間格差を緩和しており、多気郡、度会郡をそれぞれ定数1増して定数2人、尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区して定数3人

5月18日に予定されている役員改選のための本会議を一つの区切りとし、その時点で委員長報告(調査結果または中間経過)を行うことを目標とすることで合意

第15回 平成29年3月31日(金)

<自民党>が2つの見直し案を提示

①案は現行条例から伊賀市の定数を1減しての定数44人。一票の格差は現行条例から更に縮小して1.53

②案は外形的には旧条例に復する形で定数51人。一票の格差は2.93

<鷹山>が平成31年と平成35年を1セットとした見直し案を提示

平成31年の定数は51人、平成35年の定数が45人のため、平成31～35年までの間、議員報酬等の経費削減と併せての提案

第16回 平成29年4月11日(火)

各党派からの意見報告と委員間討議

<新政みえ>

- ・ 鷹山、草の根運動いがの案との調整を図りたい

<自民党>

- ・ 任意合区は慎重にすべき

<鷹山>

- ・ 鷹山が提示した案は平成31年～35年の議員報酬等の減額が前提
- ・ 6月会議までの決着を望みたい

<公明党>

- ・ 基本的には現行条例

<日本共産党>

- ・ 一人区の解消が重要。一票の格差が2倍を超えることは問題
- ・ 議員報酬等については、諮問会議等の第三者機関に委ねるべき

<能動>

- ・ 逆転現象区には反対であり、新政みえ案と自民党案②は除外すべき
- ・ 一人区と合区を比較した場合には一人区を残すべき

- ・ したがって、現行条例か自民党案①、その次に鷹山案①もしくは草の根運動いが案とすべき

<大志>

- ・ 現行条例を軸に考え、現行条例での総定数45人を尊重すべき

<草の根運動いが>

- ・ 総定数45人と一票の格差2倍以内を意識した自会派案だったが、新政みえの意見を聞いていきたい

第17回 平成29年4月24日(月)

各会派からの意見報告と委員間討議

<新政みえ>が<鷹山><草の根運動いが>と調整した新たな案を提示

総定数は現行条例に比して2増の47人。一票の格差は2.11

多気郡と度会郡を合区して定数1増。尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡を合区して定数1増。

<共産党>

- ・ 定数削減のみで一票の格差是正を調整してきたことは問題。新政みえの再提案以外では、自民党の②案総定数51人を支持する

<公明党>

- ・ 現行条例が大前提。変更を考えるのであれば、合区によって定数を新たに決める。ただし、尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡は合区せず定数1の方が、より地域の声が届くのではないか。

第18回 平成29年5月2日(火)

各会派からの意見報告と委員間討議

<自民党>

新政みえ案定数47人には賛同できない

両案で提示している自民党を1案に集約できるよう努力する

<鷹山>

選挙区特別委員会を継続するのか廃止するのかを協議すべきではないか

<草の根運動いが>

自会派の案を取り下げ、新政みえ案定数47人に賛同する

第19回 平成29年5月11日(木)

<自民党>が会派で集約化した定数47人案を提示

多気郡、度会郡の定数をそれぞれ1増。鳥羽市・志摩市の合区を解消して、鳥羽市(定数1人)、志摩市(定数2人)とする。

伊賀市の定数を1減。

これまでの議論を踏まえた正副委員長案の提示が提案される

第20回 平成29年5月15日（月）

正副委員長案の提示

- ・ 多気郡の定数を1増して、定数2人
- ・ 度会郡の定数を1増して、定数2人
- ・ 尾鷲市・東牟婁郡、熊野市・南牟婁郡を合区して、定数3人
- ・ 鳥羽市・志摩市の合区を解消し、鳥羽市定数1人、志摩市定数2人
- ・ 総定数は4増の49人

第21回 平成29年5月16日（火）

正副委員長案に対する各会派からの意見報告と委員間討議

<新政みえ>

- ・ 正副委員長案に賛成

<自民党>

- ・ 正副委員長案に対する判断は留保

<鷹山>

- ・ 正副委員長案に反対
多数会派や特定議員の意向が反映されており、説得力に欠ける
現行条例の否定であり、議会改革の流れに逆行

<公明党>

- ・ 正副委員長案に反対

<日本共産党>

- ・ 正副委員長案はこれから議論を深めていく対象としたい

<能動>

- ・ 正副委員長案に反対
一票の格差が拡大しており、現行条例の否定
逆転現象区が生じる

<大志>

- ・ 正副委員長案には賛成しかねる
案は現行条例の“微修正”の範囲を超えたものである
合区など県民に対する説明責任が果たせるか疑念

<草の根運動いが>

- ・ 正副委員長案に賛成
多様な意見が反映できる

<青峰（傍聴）>

- ・ 正副委員長案に賛成
南部地域の実情が勘案されている

第22回 平成29年5月18日(木)

互選委員会。舟橋裕幸委員長、中森博文委員、木津直樹委員が委員を辞任。
日沖正信議員、服部富男議員、津田健児議員が委員に就任。

村林聡副委員長が副委員長を辞任。

委員長に三谷哲央委員(新政みえ)、副委員長に服部富男委員(自民党)を選出

第23回 平成29年6月8日(木)

前正副委員長案に対する各会派の賛否意向を確認

<新政みえ>

- ・ 賛成

<自民党>

- ・ 前正副委員長案に対する賛否は議論できていない
- ・ 前正副委員長案を議論の材料とすることは反対しない

<鷹山>

- ・ 反対

<公明党>

- ・ 反対

<日本共産党>

- ・ 賛成

<能動>

- ・ 反対

<大志>

- ・ 反対

定数が大きく増えるため

<草の根運動いが>

- ・ 賛成

<青峰(傍聴)>

- ・ 賛成

第24回 平成29年6月30日(月)

前正副委員長案に対する各会派の賛否意向を確認

<自民党>

- ・ 前正副委員長案を委員会の中間案とすることには反対

<その他会派>

- ・ 賛否については前回同様

前正副委員長案の扱いについて委員間討議

第25回 平成29年7月13日(木)

前正副委員長案を中間案とするための課題について委員会討議

<新政みえ>

- ・ 1人区では多様な意見が汲み取りにくく、1人区は少なくすべき
- ・ 現行条例は南部で1人区が多くなっており、民意を汲み取りにくい環境を見直すべき

<自民党>

- ・ 津市選挙区より面積の大きい選挙区を生じさせる東紀州の合区には疑問
- ・ 文化等が異なる尾鷲市・北牟婁郡と熊野市・南牟婁郡の合区には疑問

<鷹山>

- ・ 現行条例(定数45人)で1回は選挙をすべき

<公明党>

- ・ 定数45人を4増することで県民の理解が得られるか疑問
- ・ 1人区の解消を進めようとする選挙区と分離して1人区を生じさせる選挙区が混在しており、整合性が取れていない

<能動>

- ・ 逆転現象区が存在
- ・ 鳥羽市選挙区の扱いが二転三転する形になり、住民に混乱を招く恐れ

<大志>

- ・ 定数45人を4増することには抵抗感がある
- ・ 合区により一人区を解消するという考え方には賛同できる

第26回 平成29年8月14日(月)

【当日の委員会における協議内容を記載】